個人情報保護法施行条例 対応の方向性

〈久喜市の条例整備の方針〉

1 久喜市個人情報保護条例 ⇒ 廃止

個人情報保護制度は改正後の法律に一本化され、法律が直接適用される。 そのため、既存の「**久喜市個人情報保護条例**」については廃止をする

2 久喜市個人情報保護法施行条例(案) ⇒ 制定

法律において区分されている「条例で規定することが義務付けられている 事項」及び「条例で規定することが許容される事項」については、 「**久喜市個人情報保護法施行条例**」を制定し必要な事項を定める。

<規定内容>

- (1)条例に定めることが法律上必要な事項【必要的条例事項】 第3条 費用負担
- (2) 条例で定めることが法律上許容されている事項【任意的条例事項】
 - 第1条 趣旨
 - 第2条 定義
 - 第4条 個人情報保護取扱事務届出書等
 - 第5条 開示決定等の期限
 - 第6条 実施状況の公表
 - 第7条 運営審議会への諮問
 - 附 則 施行日

経過措置

| | 各論点における検討すべき事項 | | |
|-------------|----------------------|-------------------------------|--|
| | 古冊点における使引 | 7、10 事項 | |
| 検 | (1) | 【論点①】 | |
| | 条例で定めることが | 本人開示請求における手数料の設定 · · · · 3 | |
| ⇒ I. | 法律上必要な事項 | | |
| 討 | 【必要的条例事項】 | | |
| | (2) | 【論点②—1】 | |
| 事 | 条例で定めることが | 個人情報やデータ流通に直接影響を与えない軽微 | |
| | 法律上許容されてい | な事項(趣旨) ・・・6 | |
| 項 | る事項 | 【論点②—2】 | |
| 垻 | 【任意的条例事項】 | 個人情報やデータ流通に直接影響を与えない軽微 | |
| F.F. | | な事項 (定義) ・・・7 | |
| 等 | | 【論点②—3】 | |
| | | 個人情報やデータ流通に直接影響を与えない軽微 | |
| | | な事項(実施状況の公表) ・・・9 | |
| | | 【論点③】 | |
| | | 個人情報取扱事務届出書等の規定 ・・・10 | |
| | | 【論点④】 | |
| | | 本人開示請求等の手続きに関する規定(開示決定等 | |
| | | の期限) ・・・18 | |
| | | 【論点⑤】 | |
| | | 本人開示請求等の手続きに関する規定(訂正決定等 | |
| | | の期限) ・・・23 | |
| | | 【論点⑥】 | |
| | | 個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な | |
| | | 知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると | |
| | | 認める時の審議会等への諮問・・・26 | |
| | | | |
| | | 本人開示等請求における不開示情報の範囲 | |
| | | •••30 | |
| | | | |
| | (0) 704 | 条例要配慮個人情報の内容・・・34 | |
| | (3) その他 | 【論点⑨】 | |
| | | 目的外利用・外部提供 ・・・37 | |
| | | 【 論点⑩ 】 附則 ・・・4 2 | |
| | 個人信却促雑禾昌今し | | |
| 少与 | 個人情報保護委員会とは | •••43 | |
| | | | |

(1)条例で定めることが法律上必要な事項【必要的条例事項】

【論点①】本人開示等請求に係る手数料の設定

1 改正個人情報保護法における「費用負担」の規定

第89条第2項(手数料)

地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。

第89条第3項(手数料)

第二項の手数料の額を定めるに当たっては、<u>できる限り利用しやすい額</u>とするよう配慮しなければならない。

<補足説明>

- ・改正法では手数料について、「できる限り利用しやすい額」とするよう配慮する ことを義務付けることで、金銭面を理由に開示請求の利用を制約することがない よう考慮されたものとしている。
- ・国は、行政文書1件につき300円(オンラインによる場合は200円)の手数料を徴収している。

《参考(国からの資料)》

- ■個人情報の保護に関する法律についてのQ&A(行政機関等編)5-7-2
- ・「開示請求の手数料とは別に、開示文書の写しの交付に要する費用を実費として 徴収すること」について、「コピー代や記録媒体の費用等の実費について、開示 請求の手数料とは別に徴収することは可能」とされている。

■個人情報の保護に関する法律についてのQ&A(行政機関等編)5-7-1

・手数料の考え方について、個人情報保護委員会は、「『実費』には、開示請求を受け付け、保有個人情報を検索し、開示の是非を精査し、開示決定等の通知書を発するまでの申請事務処理の費用と、請求対象の保有個人情報が記載された行政文書の写しの作成経費などの実施に必要な経費である。なお、実施の範囲内であれば、従量制の開示手数料を定めることが可能であり、また手数料を無料とすることを妨げられない。」と示している。

2 現行の個人情報保護条例における「費用負担」の規定

第1条(目的)

この条例は、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正等を求める権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図り、基本的人権の擁護に資することを目的とする。

第34条(費用負担)

保有個人情報の開示等に係る<u>手数料は、無料とする</u>。ただし、公文書の写しの 交付により保有個人情報の開示を受ける者は、<u>当該写しの交付に要する費用を</u> <u>負担しなければならない</u>。

<補足説明>

・本制度の趣旨から、「手数料は、無料」と規定し、写しの交付に要する費用の詳細は規則に委任している。

(規則)

- ・写しの交付に要する費用(実費)として徴収
- ・用紙1面(A3まで)につき 白黒10円 カラー20円

3 市条例対応の方向性

■久喜市個人情報保護法施行条例(案)骨子

(費用負担)

第3条 手数料は無料

実費相当分は有料 (細則で規定)

<「開示請求の係る手数料」について>

| 現行 | ~H / | |
|--|--|--|
| (4:4:5) | 現行 | 改止內容(案) |
| ・手数料は無料 (規則) ・写しの交付に要する費用(実費)と して徴収 ・用紙1面(A3まで)につき 白黒10円 カラー20円 ・居(A3まで)につき 白黒10円 カラー20円 ・区D・R 1枚 50円 ・DVD・R 1枚 150円 ・郵送その他写しの送付に要する費用 ※現行の規則では本人情報の開示請求のいて、郵送による対応は行っていなが、改正後は国の運用に従い、郵送によりが、改正後は国の運用に従い、郵送によりが、、郵送に係る規定を設けることと、る。 | 手数料は <u>無料</u> 則) 写しの交付に要する <u>費用(実費)と</u> <u>て徴収</u> 用紙1面(A3まで)につき 白黒10円 | (細則) ・写しの交付に要する費用(実費)と して徴収 ・用紙1面(A3まで)につき ら無10円 カラー20円 ・CD-R 1枚 50円 ・DVD-R 1枚 150円 ・郵送その他写しの送付に要する費用 ※現行の規則では本人情報の開示請求について、郵送による対応は行っていないが、改正後は国の運用に従い、郵送による開示請求及び写し交付の対応をすることから、郵送に係る規定を設けることとする。 また、電磁的記録での交付にかかる CD-R及 |

<規定理由>

- ・法改正を契機として新たに手数料を徴収する特段の事情もないことから、今後も引き続き、手数料は無料とすることが適当と考える。
- ・手数料を無料にする場合、開示の実施に必要な実費までもすべて無料にすると、開示の実施に要する費用までもすべて市税で賄うこととなり、開示請求を行わない者との間で不公平を生じる。但し、開示請求制度の利用を委縮させないような適切な金額での費用負担は開示請求者に求める必要があると考えられるため、写しの作成の費用及び写しの送付に要する費用については、これまでと同様に相応額を負担させる旨の規定を市条例に規定する。

(2) 条例で定めることが法律上許容されている事項

【任意的条例事項】

【論点②-1】個人情報やデータ流通に直接影響を与えない軽微な

事項 (趣旨)

1 改正個人情報保護法における「趣旨」の規定

第1条(目的)

この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

《参考(国から示された資料)》

- ■個人情報保護法ガイドライン(行政機関等編)
- ・個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項については、条例で独自の規 定を置くことも考えられる。

2 現行の個人情報保護条例における「趣旨」の規定

第1条(目的)

この条例は、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正等を求める権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図り、基本的人権の擁護に資することを目的とする。

3 市条例対応の方向性

■久喜市個人情報保護法施行条例(案) 骨子

(趣旨)

第1条 個人情報の保護に関する法律の施行に必要な事項を定める。

<規定理由>

・法施行条例を制定するにあたって、本条例の趣旨を明確にするため、個人情報保護 法の施行に関して必要な事項を定める旨を規定する。

【論点②-2個人情報やデータ流通に直接影響を与えない軽微な

事項 (定義)

1 改正個人情報保護法における「定義」の規定

第2条(定義)

この法律において<u>「個人情報」とは、生存する個人に関する情報</u>であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)
- 二 個人識別符号が含まれるもの

$2 \sim 10$ 略

- 11 この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。
 - 一 行政機関
 - 二 <u>地方公共団体の機関</u>(**議会を除く**。次章、第3章及び第69条第2項第3号を除き、以下同じ。)
 - 三~四 略

<補足説明>

①死者の情報について

・改正法では「生存する個人に関する情報」と規定されているため、死者情報を個人情報の定義に含めることは改正法では許容されていない。なお、現行の個人情報保護条例においても、個人情報の定義に死者の情報は含んでいない。

②容易照合性について

・改正法では、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できる場合は、当該情報を個人情報に該当するとしている(容易照合性)。したがって容易に照合できない情報は個人情報から除かれる。なお、現行の個人情報保護条例でおいては、「他の情報と照合することができそれにより特定の個人情報を識別することができるもの」としており、照合の容易性を要件としていない。

《参考(国からの資料)》

- ■個人情報保護法ガイドライン(行政機関等編)4-2-1
- ・「他の情報と容易に照合することができる」とは、行政機関等の実態に即して個々の事例ごとに判断されるべきであるが、行政機関等において通常の事務や業務における一般的な方法で、他の情報と容易に照合することができる状態をいい、例えば、他の行政機関等や事業者への照会を要する場合等であって照合が困難な状態は、一般に、容易に照合することができない状態であると考えられる。
- ③「地方公共団体の機関」の定義について
 - ■個人情報保護法ガイドライン(行政機関等編)4-1-1、個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)3-1-1
 - ・地方公共団体の機関から議会は除外されている。これは、国会や裁判所と同様、 議会においては、自律的な対応のもと個人情報の適切な取扱いが図られることが

望ましいことから、法が定める規律の適用対象とされないものである。

・なお、「国及び地方公共団体の責務等を定める規定(法第2章)」と「個人情報の 保護に関する施策等を定める規定(法第3章)」の規定においては、「地方公共団 体の機関」に地方公共団体の議会が含まれる。

2 現行の個人情報保護条例における「定義」の規定

第2条(定義)

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。

- (1) <u>個人情報</u> <u>生存する個人に関する情報</u>であって、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報又は事業を営む個人に関する情報で明らかに当該事業に専属すると認められるものを除く。
 - ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

イ 個人識別符号が含まれるもの

- (2) (3) (5) ~ (13) 略
- (4) **実施機関** 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、 農業委員会、固定資産評価審査委員会**及び議会をいう**。

3 市条例対応の方向性

■久喜市個人情報保護法施行条例(案) 骨子

(定義)

第2条

- ・「市の機関」は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査 委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- ・「市の機関」以外の用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令 で使用する用語の例による。

<規定理由>

・「個人情報保護法施行条例」において、『市の機関』の用語を用いており、これは現 行の「個人情報保護条例」の『実施機関』を引き継ぐことになるため、『市の機関』 の範囲を明確にする必要があることから、定義を規定する。

また、その他、法施行条例で使用する用語についても明確にするため定義を規定する。

【論点②-3】個人情報やデータ流通に直接影響を与えない軽微な

事項(実施状況の公表)

1 改正個人情報保護法における「実施状況の公表」の規定

第165条 (施行の状況の公表)

委員会は、行政機関の長等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 <u>委員会は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表する</u>ものとする。

<補足説明>

- ・個人情報保護委員会は、地方公共団体に対し、個人情報保護法の施行の状況について報告を求めることができること、また、個人情報保護委員会は、毎年度、当該報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする旨を規定している。
- ・地方公共団体独自の法施行状況の公表については、特段の規定はない。

<u>2 現行の個人情報保護条例における「実施状況の公表」の規定</u>

第36条 (実施状況の公表)

<u>市長は、毎年1回</u>、この条例の規定に基づく<u>保有個人情報の開示等の実施状況を</u>公表するものとする。

<補足説明>

- ・本条は、個人情報保護制度の適正な運用を確保するため、個人情報の開示等の実施 状況の公表について定めたものであり、市民にこの条例が毎年どのように運用され ているかを公表することにより、個人情報保護のより一層の推進を図っている。
- ・公表の方法は、毎年1回、「広報くき」及び市ホームページに掲載することにより 行っている。

※公表している実施状況の内容:個人情報開示請求の受付件数・決定件数など

3 市条例対応の方向性

■久喜市個人情報保護法施行条例(案) 骨子

(実施状況の公表)

第6条 毎年1回、開示等の実施状況を公表する。

く規定理由>

- ・現行では情報公開条例と個人情報保護条例の両制度に基づき、年1回実施状況の公表 を行っており、法施行後も同様の公表を継続することから、公表について規定する。
- ・本市独自の取り組みとして、引き続き、個人情報保護制度の運用状況を市民に公表することは、個人情報の保護のより一層の推進を図る上で、今後も意義があるものと考えられる。

【論点③】個人情報取扱事務届出書等の規定

1-1 改正個人情報保護法における「個人情報ファイル簿」の規定 (改正法により新規に導入される制度)

①「個人情報ファイル簿」の作成及び公表【法律上義務化】

第60条(「個人情報ファイル」の定義) 略

- 2 この章及び第八章において<u>「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情</u>報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
 - 一 一定の事務の目的を達成するために<u>特定の保有個人情報を電子計算機を用い</u>て検索することができるように体系的に構成したもの
 - 二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、<u>その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの</u>

 $3\sim5$ 略

第75条(個人情報ファイル簿の作成及び公表)【法律上義務化】

行政機関の長等は、<u>政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政</u>機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第一項第一号から第七号まで、第九号及び第十号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿(以下この章において「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

 $2\sim5$ 略

《参考(国からの資料)》

- ■個人情報保護法ガイドライン(行政機関等編)6-2
- (1) 個人情報ファイル簿の趣旨
- 行政機関の長等は、行政機関等が保有する個人情報ファイルについて、その存在及 び概要を明らかにすることにより透明性を図り、行政機関等における利用目的ごと の保有個人情報の適正な管理に資するとともに、本人が自己に関する個人情報の利 用の実態をより的確に認識することができるようにするために、一定の事項を記載 した帳簿である個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならない。
- (2) 個人情報ファイル簿の記載内容(見本参照 P14~15)

1-2 改正個人情報保護法における「個人情報ファイル簿」の規定

①「個人情報ファイル簿」の作成及び公表の<u>対象外</u>

第75条 (個人情報ファイル簿の作成及び公表) 略

- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
 - 一 前条第二項第一号から第十号までに掲げる個人情報ファイル
 - 二 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報 の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録 項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
 - 三 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報 ファイル

 $3\sim5$ 略

<補足説明>

- ・改正法第75条第2項に規定する個人情報ファイルは適用除外となる。
- (例) 当該機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその 人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの (当該機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む)
- (例) 本人の数が政令で定める数(1,000人未満)の個人情報ファイルについては、個人の権利利益侵害のおそれが少ないと考えられており、作成及び公表の対象外と規定されている。

1-3 改正個人情報保護法における「個人情報ファイル簿」の規定

①「個人情報取扱事務届出書」又は「個人情報ファイル簿」の作成及び公表

(1)「個人情報ファイル簿」とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を 記載した帳簿の作成及び公表

第75条(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

 $1\sim4$ 略

5 前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、<u>条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表</u>することを妨げるものではない。

《参考(国から示された資料)》

- ■個人情報の保護の関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け) 5 ― 2 ― 2
- ・地方公共団体の機関においては、条例の定めるところにより、個人情報ファイルに追加して、個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿(個人情報を取扱う事務単位で作成された帳簿等。いわゆる事務登録簿等)を作成し、公表することも可能とされている(本市の現行の「個人情報取扱事務届出書」)。

■個人情報の保護に関する法律についてのQ&A

・国は1,000人未満の「個人情報ファイル簿」を作成・公表することについても妨げないとしている。

2 現行の個人情報保護条例における「個人情報取扱事務届出書等」の規定

第8条 (個人情報取扱事務の届出等)

実施機関は、個人情報を取り扱う事務(個人が検索し得る形で個人情報が記録された公文書を使用する事務に限る。以下「個人情報取扱事務」という。)を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た個人情報取扱事務を変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報の収集対象者
- (4) 個人情報の主な収集等の方法
- (5) 個人情報の記録の項目
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 前項の規定は、次に掲げるものについては適用しない。
- (1) 国等の職員に関する個人情報で、専らその職務の遂行に関するものが記録されたもので実施機関が定めるもの
- (2) 市の機関の職員又は職員であった者の人事、給与、服務若しくは福利厚生 その他これらに準ずる事項が記録されたもので実施機関が定めるもの
- 3 市長は、第1項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を審議会に報告しなければならない。
- 4 市長は、届出事項に係る目録を作成し、その内容を市民の閲覧に供さなければならない。

<補足説明>

■「個人情報取扱事務届出書」について(現行制度)

(1)個人情報取扱事務届出書とは

- ・個人情報保護条例では、「実施機関が個人情報を取り扱う事務を新たに開始しようとするときは、その事務の名称、目的、記録項目等についてあらかじめ市長へ届出をし、審議会への報告及びその目録を一般の閲覧に供しなければならない」とされている。
- ・実施機関より提出された個人情報取扱事務届出書は、公文書館に配架し、閲覧に 供している。

(2) 個人情報取扱事務届出の趣旨

- ・実施機関においては、取扱事務単位の個人情報の利用目的や取扱い項目等を明確 にし、個人情報取扱事務届出書に明示することで、実施機関自らが取り扱う個人 情報を明確に把握し、より慎重かつ責任ある取扱いの確保に資するものである。
- ・以上の理由から、個人情報保護条例では、実施機関の個人情報取扱事務届出書の 作成義務を定めている。
- (3) 個人情報取扱事務届出書の記載内容及び様式 (見本参照 P16~17)

《「個人情報取扱事務届出書」導入の必要性について》

- ・本市の現行の「個人情報取扱事務届出書」が、市民が市の取り扱う個人情報の所在や内容を確認するための仕組みの一つとして定着していることに鑑み、「個人情報取扱事務届出書」を作成及び公表することは、改正法においても制度として認められている。また、「個人情報取扱事務届出書」の作成を通じて、実施機関内部における個人情報の確認機会の確保にもつながる。
- ・「個人情報取扱事務届出書」を作成・公表する場合であっても、当該地方公共団体 の機関においては、個人情報ファイル簿についても作成・公表を行わなくてはな らないこととされている。
- ・「個人情報ファイル簿」と「個人情報取扱事務届出書」では、作成単位や作成対象等が異なる。改正法で作成・公表が義務付けられている「個人情報ファイル簿」の作成は、本人の数1,000人以上の場合のみのため、事務単位で作成する「個人情報取扱事務届出書」と比較して、作成範囲は狭くなるデメリットが考えられる。

3 市条例対応の方向性

■久喜市個人情報保護法施行条例(案) 骨子

(個人情報取扱事務届出書等)

第4条 個人情報を取扱う事務を新たに開始しようとするときは個人情報取扱事務届出書を市長へ届出する。

個人情報取扱事務届出書を一般の閲覧に供する。

<規定理由>

- ・実施機関の収集目的等を明確にすることにより、個人情報の適正な取扱いを職員が 改めて認識し、安全性の確保ができる。
- ・「個人情報ファイル簿」は、主として今般の法改正の目的であるデータ流通に資するものであり、一方、「個人情報取扱事務届出書」は、主として個人情報保護に資するものであると考えられる。
- ・上記の導入効果が期待できることから、法定の「個人情報ファイル簿」に加えて、 市独自の取組として、現行の、「個人情報取扱事務届出書」を継続して導入する 必要性はあると考える。

個人情報概念図

個人情報 生存する個人に関する情報

であって、

- ① 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの
- ② 他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの
- ③ 個人識別符号が含まれるもの

保有個人情報: 議会を除く地方公共団体の機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該機関の職員が 組織的に利用するものとして、当該機関が保有しているもの

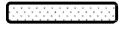
個人情報ファイル 一定の事務の目的を達成するため、

- ①特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- ②氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

個人情報ファイル簿(法定数1,000人以上のため法定作成義務あり)

要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するもの

条例要配慮個人情報 地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方



個人情報取扱事務届出書の提出対象となる範囲



個人情報ファイル簿(法定数1,000人以上で法定作成義務あり)の作成対象となる範囲

見 本

個人情報ファイル簿

| 個人情報ファイルの名称 | ○○給付金ファイル | |
|-------------------|--------------------------|----------------|
| 行政機関等の名称 | 久喜市長 | |
| 個人情報ファイルが利用に供される事 | | |
| 務をつかさどる組織の名称 | | |
| 個人情報ファイルの利用日的 | ○○給付金の申請に係 | る審査、給付事務に利用する。 |
| 記録項目 | 1申請番号、2氏名、 | 3住所、4申請年月日、5申請 |
| 正次·天口 | 項目、6申請金額、7 | |
| 記録範囲 | ○○給付金の受給を申 | 請した者(令和△△年度~) |
| 記録情報の収集方法 | ○○給付金申請書 | |
| 要配慮個人情報が含まれるときは、そ | 含まない | |
| の旨 | | |
| 記録情報の経常的提供先 | 埼玉県 | |
| | 久喜市役所市政情報課 | 付公文書館 |
| | 久喜市菖蒲総合支所総 | 務管理課 |
| | 久喜市栗橋総合支所総 | 務管理課 |
| 開示請求等を受理する組織の名称及び | 久喜市鷲宮総合支所総務管理課 | |
| 所在地 | 〒346-8501埼玉県久喜市下早見85-1 | |
| | 〒346-0192埼玉県久喜市菖蒲町新堀38 | |
| | 〒349-1192埼玉県久喜市間鎌251-1 | |
| | 〒340-0295埼玉県久喜市鷲宮6-1-1 | |
| 訂正及び利用停止に関する他の法律又 | 5及び6のファイル記 | 録項目の内容については、○○ |
| はこれに基づく命令の規定による特別 | 援護法施行規則(平成 | ○○年○○省令第○○号)の規 |
| の手続等 | 定により、訂正及び利 | 用停止を請求できる。 |
| | ☑法第60条第2項 | |
| | 第1号 | |
| | (電算処理ファイ | □法第60条第2項第2号 |
| 個人情報ファイルの種別 | ル) | (マニュアル処理ファイ |
| | 政令第21条第7項 | ル) |
| | に該当するファイル | |
| | ☑有 □無 | |
| 記録情報に条例要配慮個人情報が含ま | 含まない | |
| れるときはその旨 | | |
| 備考 | 個人情報ファイルに記録の本人の数は1,000人以 | |
| | 上 | |

(表)

個人情報取扱事務届出書

年 月 日届出

| 実 施 機 関 名 | | 届 出 番 号 | _ | |
|--------------------------|--|----------------|-------|---|
| 事務の所管課 | | 事 務 の 開始年月日 | 年 月 日 |] |
| 個 人情報取扱事務の 名 称 | | | | |
| 個人情報取扱事務の目 | | | | |
| 的(裏面の「個人情報の | | | | |
| 記録の項目」にチェッ | | | | |
| こりまり フェリー クした個人情報の利用 | | | | |
| 目的を記入。根拠法令 | | | | |
| があれば法令名も記入) | | | | |
| 個人情報の収集対 | | | | |
| 象者 | | | | |
| 为 | | | | |
| | □ 本八 | | | |
| | □ 本八の/トがらい収集 □ 本人同意 □ 法令等 □ 出版報道 □ 争訟・選考等 | | | |
| 個人情報の主な収集等 | | 集不可 □ 緊急 | | |
| の 方 法 | 収集先(| |) | |
| | □ 目的外利用による収算 | ŧ | , | |
| | 収集先(| |) | |
| 個 人 情 報 の記録の | □ 文書 □ 図画 □ | 写真 □ フィ | ・ルム | |
| 形態 | □ 電磁的記録(| |) | |
| | □有 | | | |
| 保有個人情報の電子計 | オンライン結合 | 合 □ 有 | 無 | |
| 算 機 処 理 | 結合の相手先(| |) | |
| | □無 | | | |
| | □ 所管課のみの利用 | | | |
| | □ 他課での目的外利用 | | | |
| 保有個人情報の目的外 | 利用課名(| |) | |
| 利 用 · 外部提供等 | □ 実施機関以外への提供 | | | |
| | 提供先(| |) | |
| | 提供の内容(| |) | |
| 備考 | | | | |
| , | | | | |

(注) □のある欄は、該当する□内に「レ」印を記入してください。

| 個 | 人情報の記録の | 項目 |
|--------------|---------------------|-----------|
| 基 本 的 事 項 | 財産・収入 | 社 会 生 活 等 |
| □ 個人識別符号 | □財産、収入 | □職業、職歴 |
| □ 氏名 | □ 納税状況 | □ 学業、学歴 |
| □ 性別 | □ 公的扶助 | □ 資格 |
| □ 生年月日、年齢 | □ 取引状況 | □ 賞罰 |
| □ 本籍、国籍 | | □ 成績、評価 |
| □ 住所 | | □ 職業上の地位 |
| □ 電話番号 | | □ 趣味 |
| | | |
| 心身の状況 | 要配慮個人情報 | その他の事項 |
| □ 健康状態 | □人種□□信条 | □ その他() |
| □ 身体状況 | □ 社会的身分 □ 病歴 | () |
| 家庭状况等 | □ 犯罪の経歴 □ 犯罪被害 | () |
| □ 家庭状況 | □ 障がい情報 | |
| □ 親族関係 | □ 健康診断等の結果 | |
| □ 婚姻 | □ その他 () | |
| □ 住居状況 | <収集の根拠> | |
| | □ 法令等 □ 審議会 | |
| 個人情報が記録 | 录されている公文書の主な個別 - | フォルダーの名称 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| , | | |
| □可 | | 写し交付 |
| 法令等による保有 該 | □ その他(:当法令等の名称(|))) |
| 個人情報の閲覧等 談 | 当条項 第 条第 | 項) |
| (参考) 閲 | 覧等の内容(|) |
| 口否 | | |

【論点④】本人開示請求等の手続きに関する規定

(開示決定等の期限)

1 改正個人情報保護法における「開示決定等の期限」の規定

第83条 (開示決定等の期限)

開示決定等は、<u>開示請求があった日から**30日以内**</u>にしなければならない。ただし、第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、<u>事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を**30日以内に限り延長**することができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</u>

第84条 (開示決定等の期限の特例)

開示請求に係る保有個人情報が<u>著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内</u>にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行<u>に著しい支障が生ずるおそれがある場合</u>には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、<u>開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該</u>期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
- 二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

2 現行の個人情報保護条例における「開示決定等の期限」の規定

第18条 (開示請求に対する決定等)

実施機関は、第16条第1項の規定による請求があったときは、<u>当該請求を</u> 受けた日から起算して**15日以内**に、当該請求に対する可否を決定しなけれ ばならない。

2 実施機関は、<u>やむを得ない理由により前項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、その期間を延長することができる</u>。この場合において、実施機関は、第16条第1項の開示請求者に対し、速やかに<u>当該</u>延長の理由及び決定できる時期を書面により通知しなければならない。

3 開示決定等の期限

(1) 改正法と個人情報保護条例の相違点

| | 個人情報保護条例 | 改正法 | 相違点 |
|------|--------------|----------------------|----------------------------|
| 開示決定 | 15日以内 | 3 0 日以内 | ・現行の個人情報保護条例では、「請 |
| 等期限 | (初日算入) | (初日不算入) | 求が到達した日から起算して15日 |
| (原則) | | | 以内」に可否の決定をしなければなら |
| | | | ないとして、 <u>初日算入の15日以内</u> を |
| | | | 法定期限として規定している。 |
| | | | ・改正法では「開示請求があった日か |
| | | | ら30日以内」に決定しなければなら |
| | | | ないとして、 <u>初日不算入の30日以内</u> |
| | | | を法定期限として規定している。 |
| | H 10 10 10 1 | | |
| | 延長ができる規定の | | ・現行の個人情報保護条例では、延長 |
| 等の延長 | · - | | ができる規定のみであり、 <u>具体的な期</u> |
| | (具体的な期間の明 | ※ 延長の初日算人 | 間の明示はしていない。 |
| | 示なし) | | ・改正法では30日以内(原則の期間 |
| | | | に追加。延長の初日は算入。)に限り |
| | | | 法定期限の延長を可能としている。 |
| 開示決定 | 規定なし。 | 6 0 日以内 | ・現行の個人情報保護条例では、 <u>特例</u> |
| 等の特例 | | (初日不算入) | の延長期限については規定されてい |
| (相当部 | | ※原則 30 日と延長 30 日 | <u>ない。</u> |
| 分の開示 | | の合計 60 日 | ・改正法では開示請求に係る保有個人 |
| 決定等) | | | 情報が著しく大量のため、 <u>開示請求が</u> |
| | | | あった日から60日以内に開示決定 |
| | | | 等をすることにより事務の遂行に著 |
| | | | しい支障が生ずる恐れがある場合は |
| | | | 期限の特例が適用される。 |
| | | | |

(2) 期間末日の取扱いについて

- ・現行の個人情報保護条例では、運用上、期間の末日が休日等の閉庁日に当たる場合 であっても当該事実は考慮せずに期間計算をしている。
 - 例えば、期間末日が令和4年7月18日(祝・月)の場合、実質的には、直近の開 庁日である7月15日(金)までに決定をしなければならない取扱いとしている。
- ・改正法では、民法第140条に基づき、開示請求があった日の翌日から起算し、同 法第142条により、期間の末日が行政機関等の休日に当たる場合は、その翌日を もって期間が満了することになることから、先程の例の場合でいうと、7月19日 (火) までに決定することとなる。

(3)条例で規定できる期間

・改正法(第108条)では、開示等の手続きに関する事項については、<u>同法の規定</u> に反しない限り、条例で必要な規定を妨げるものではないとされており、決定期間 を改正法より長い期間とすることは許容されないが、短い期間とすることは許容さ れることになる。

《参考(国から示された資料)》

- ■個人情報の保護に関する法律についてのQ&A(行政機関等編)5-6-2
- ・期間計算の方法については、民法第 140条の規定に基づき、「開示請求があった日」の翌日から起算し、同法第142条の規定により、その期間の末日が行政機関等の休日に当たる場合は、その翌日をもって期間が満了することになるところ、これと異なる方法を法施行条例で規定することはできないこととしている。

4 市条例対応の方向性

■久喜市個人情報保護法施行条例(案) 骨子

(開示決定等の期限)

- 第5条 ①開示請求受付から14日以内(※国は30日以内)
 - ②延長30日以内(事務処理上困難な場合)
 - ③開示請求受付から44日以内(保有個人情報が大量の場合)

<規定理由>

①開示決定期限について

・決定期間を改正法どおりの30日以内とした場合、個人情報保護条例の決定期間が2倍に伸びることになる。可能な限り短期間での開示を希望する市民が多い中で、現行の期間を大幅に伸ばすことは、開示請求者に不利益な変更となってしまう。

また、近年の実績でも、現行の期間内で決定処理ができなかった事例はほとんどないため、期間を延ばす合理性もない。したがって、法施行条例(案)においても、現行の個人情報保護条例と同期間を維持すべきと考える。

- ・改正法では、開示等の手続きに関する事項については、同法の規定に反しない限 り、条例で必要な規定を妨げるものではないとされており(改正法第108条)、 延長期間を改正法より長い期間とすることは許容されないが、短い期間とするこ とは許容されている。
- ・期間計算については、初日算入ではなく初日不算入方式を取らなければならないため、現行の個人情報保護条例と同期間を規定するためには、法施行条例(案)に「14日以内」と規定することとなる。
- ・期間末日については、法施行条例(案)に特に明文の規定をせずとも、一般原則ど おり、民法第142条の規定により計算することとする。

②③開示決定等の延長及び特例について

- ・現行条例では具体的な延長期間は明示されていないため、具体的な延長期間を規定することは、開示請求者には有益となると考えられることから、 法施行条例 (案) においても、原則期間の14日に、30日以内の期間を延長できると規定する必要があると考える。
- ・期間延長の実績は少ないが、仮に延長した場合であっても、適正な決定のためには 原則期間及び延長期間の合計で44日は必要となると考える。

<期間計算方法例>

例) 令和4年7月4日(月) に開示請求書が市に到達した場合

| | 現行個人情報保護条例 | 法施行条例(案) |
|------|-----------------|--------------------|
| 到達日 | 令和4年7月4日(月) | 令和4年7月4日(月) |
| 起算時点 | 令和4年7月4日(月) | 令和4年7月5日(火) |
| 期末末日 | 令和4年7月18日(祝・月) | 令和4年7月19日(火) |
| | ※運用上は7月15日(金)を決 | ※令和4年7月18日(祝・月)が期間 |
| | 定期限としている。 | 末日となるが、同日が祝日で閉庁日のた |
| | | め、決定期限は18日(祝・月)の翌開 |
| | | 庁日19日(火)とする。 |

5 情報公開条例との整合性について

・情報公開条例において、個人情報保護条例と同様、「請求が到達した日から起算して15日以内」に公開決定等をしなければならないと規定している。個人情報保護制度と情報公開制度は同じく情報を求める制度であり、いわば「車の両輪」とも位置付けられる制度である。制度間の混乱を防止するため、情報公開条例における規定も個人情報保護法施行条例(案)の規定に合わせるよう改正し、期間末日の計算方法も現在の運用を改める必要があると考えられる。

【論点⑤】本人開示請求等の手続きに関する規定

(訂正決定等及び利用停止決定等の期限)

1 改正個人情報保護法における「訂正決定等の期限」の規定

第94条(訂正決定等の期限)

前条各項の決定(以下この節において「訂正決定等」という。)は、<u>訂正請求があった日から**30日以内**</u>にしなければならない。ただし、第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

第95条(訂正決定等の期限の特例)

行政機関の長等は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、<u>相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる</u>。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
- 二 訂正決定等をする期限

第102条(利用停止決定等の期限)

前条各項の決定(以下この節において「利用停止決定等」という。)は、利用停止請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な 理由があるときは、同項に規定する期間を**30日以内に限り延長**することが できる。この場合において、行政機関の長等は、利用停止請求者に対し、遅滞 なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

第103条(利用停止決定等の期限の特例)

行政機関の長等は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、 前条の規定にかかわらず、<u>相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる</u>。 この場合において、行政機関の長等は、同条第1項に規定する期間内に、利 用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
- 二 利用停止決定等をする期限

2 現行の個人情報保護条例における「訂正決定等の期限」の規定

第24条(訂正等の請求に対する決定等)

実施機関は、前条第1項の規定による訂正等の請求があったときは、必要な調査を行い、当該訂正等の請求を受けた日から<u>起算して**30日以内**</u>に、当該 訂正等の請求に対する可否を決定しなければならない。

 $2\sim5$ 略

<補足説明>

・現行の個人情報保護条例第24条第1項では、訂正、削除及び目的外利用停止(以下「訂正等」という。)請求に係る決定期限については、初日算入の30日を期限としている。延長期限については規定していない。

3 訂正決定等の期限

■改正法と個人情報保護条例の相違点

| | 改正法 | 個人情報保護条例 | 相違点 |
|--------------------------------------|-------------------------------------|----------|---|
| 「訂正決定等」 と「利用停止決 定等」の期限 (原則) | | | ・改正法では「開示請求があった日から30日以内」に決定しなければならないとして、初日不算入の30日以内を法定期限として規定している。 ・現行の個人情報保護条例では、「請求が到達した日から起算して30日以内」に可否の決定をしなければならないとして、初日算入の30日以内を法定期限として規定している。 |
| 定等」の期限 | 30日以内 (原則の期間に追 加) ※延長の初日算入 | 規定なし | ・改正法では <u>30日以内</u> (原則の期間に追加。延長の初日は算入。)に限り法定期限の延長を可能としている。 ・現行の個人情報保護条例では、延長については規定されていない。 |
| と「利用停止決 | 相当の期間内に訂 正決定等をすれば 足りる | | ・改正法では訂正決定等に長期間を要すると認めるときは、相当の期間内に 訂正決定をすれば足りるとしている。 ・現行の個人情報保護条例では、 <u>特例</u> の延長期限については規定されてい ない。 |

4 市条例対応の方向性

■久喜市個人情報保護法施行条例(案) 骨子

「訂正決定等」と「利用停止決定等」の期限については、条例に規定しない。

<規定しない理由>

①期限を規定しない理由

- ・改正法と現行の個人情報保護条例との相違点としては、「訂正決定等」と「利用停止決定等」の期限の期間計算の方法(初日算入又は不算入)に差異があり、期間に 1日の差が生じている。
- ・全国的な共通ルールを法律で規定し、法律の範囲内で、<u>必要最小限の市独自の保護</u> 措置を規定することしか認められていない。
- ・訂正等の期限については、これまでの実績を鑑みると(実績なし)、改正法に基づいた規律による運用で特に支障はないものと考える。
- ・決定期限を改正法どおり30日(初日不算入)以内とした場合でも、現行の期間 と1日の差であることから、訂正請求者及び利用停止請求者に大幅な不利益とは ならないと考える。
- ・このようなことから、「訂正決定等」及び「利用停止決定等」の期限については、 条例に規定しないものと考える。
 - また、延長及び特例の規定についても、現行条例にないことから、改正法どおりとする。

②訂正請求及び利用停止請求者の範囲を規定しない理由

- ・開示請求前置主義について現行の個人情報保護条例では、訂正請求及び利用停止 請求の対象を開示決定により開示された保有個人情報の範囲に限定(開示請求前 置主義)していない。これに対して、改正法では開示請求前置主義を採用してい る。この点、「利用停止の手続に関する事項に含まれるため、訂正請求や利用停止 請求の制度の運用に支障が生じない限りにおいて」<u>開示請求前置主義を採用しないことも妨げられないとの見解が個人情報保護委員会から示されている(個人情報の保護に関する法律についてのQ&A(行政機関等編)5-8-2)</u>。
- ・しかしながら、
- ①円滑かつ安定的な制度運営の観点から<u>請求対象を明確にして手続き上の一貫性</u>を確保しようとすることが法の趣旨であること、
- ②開示請求をして不開示決定となる情報の訂正請求及び利用停止請求を認めることによって、結果として間接的に当該情報が開示されることとなることから、 改正法同様、開示請求前置主義を採用することが妥当と考える。

【論点⑥】個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく

意見を聴くことが特に必要があると認めるときの審議会等への諮問

1 改正個人情報保護法における「審議会等への諮問」の規定

第129条(地方公共団体に置く審議会等への諮問)

地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第三章第三節の施策を 講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため 専門的な知見に基づく意見を聴くことが**特に必要であると認めるとき**は、審 議会その他の合議制の機関に諮問することができる。

<補足説明>

・現行の個人情報保護条例では、<u>個別具体的事項を諮問事項として規定している</u>のに対し、改正法では、「専門的な知見に基づく意見を聴くことが<u>特に必要である」場合に諮問できると抽象的に規定している。</u>

《参考(国から示された資料)》

- ■個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(行政機関等編)」9-4
 - ①「特に必要である場合」とは
 - ・個人情報保護制度の運用やその在り方についてサイバーセキュリティに関する 知見等の専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に 判断される場合をいう。

ただし、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、類型的に 審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならない。

- ・地方公共団体の機関において、個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会等への諮問を行うことは、法の規律と解釈の一元化という令和3年改正法の趣旨に反するものである。
- ・以上より、個別具体的に審議会等への諮問を要件とするような条例を定めること はできないと解される。
- ■「個人情報の保護に関する法律についてのQ&A (行政機関等編)

(7-1-1, 7-1-2)

②「**特に必要である場合**」とは具体的にどのような場合か

- ・個人情報保護委員会は、単に審議会に諮問する必要があるだけでなく、「定型的な案件の取扱いについて、専門的知見に基づく意見を踏まえて国の法令やガイドラインに従った「運用ルールの細則」を事前に設定しておくことで個人情報の適正かつ効果的な活用が図られる場合」が考えられるとしている。
- ・「運用ルールの細則」とは、「例えば、法令やガイドライン、事務対応ガイドに従いつつ、専門的知見に基づく意見を踏まえて、法第62条に基づく利用目的の明示の具体的方法、法第65条に基づく正確性の確保のための方策、法第66条に基づく安全管理措置の具体的手法、法第69条第2項第1号に基づく本人同意の取得方法等に関する運用ルール」の策定などをいうとしている。

・「特に必要である場合」の具体例として、「地方公共団体等が法律の範囲内で地域の特殊性に応じた必要性から独自の個人情報保護に関する施策を実施する場合で、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合」、「法施行条例の改正(法に委任規定のあるもの等)に当たり、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合」があげられている。

2 現行の個人情報保護条例における「審議会等への諮問」の規定

(1) 久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会の「所掌事務」について

久喜市情報公開·個人情報保護運営審議会条例 第2条(所掌事項)

審議会は、公開条例第2条第1項及び保護条例第2条第4号に規定する実施機関の諮問に応じて、次に掲げる事項について審議し、答申する。

- (1) 情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項
- (2) 保護条例の規定による実施機関が審議会の意見を聴くこととされた事 項
- 2 審議会は、保護条例の規定により実施機関が審議会に報告することとされた 事項の報告を受けるものとする。
- 3 審議会は、前2項に規定する事項のほか、情報公開制度及び個人情報保護制度の運用に関する重要事項について調査審議し、市長又は実施機関に対し意見を述べることができる。

以上のとおり、個人情報保護条例の規定に基づき運営審議会では

- 個人情報取扱事務届出書の報告
- ・個人情報の取扱いに関する諮問 を実施している。

(2) 個人情報保護条例により、「審議会への諮問が必要となる事項」について

- ①要配慮個人情報の収集(第6条「取扱いの制限」)
- ②本人以外の者からの個人情報の収集(第7条第2項第8号「収集の制限」)
- ③目的外利用及び外部提供(第9条第1項第5号「利用及び提供の制限」)
- ④電子計算機のオンライン結合(第11条第3項「電子計算機の結合による提供の制限」)
- ・ただし、上記①~③について個別に審議会の意見を聴き、答申を得てから収集・利用・提供・委託等をすることは、実際には困難であると考えられ、事務処理の停滞防止、市民等に負担や不利益を与えることを避けるため、現行の運用としては、個人情報を取り扱う事務を内容ごとに類型化し、その条件等について審議会において承認基準をあらかじめ示し、その基準に該当するものは、あらためて個別に審議会の意見を聴く必要はないものとしている。

(3) 個人情報保護条例により、審議会への報告が必要となる事項について

①個人情報取扱事務の届出等の報告 (第8条第3項「個人情報取扱事務の届出等」)

3 改正法の下における審議会の役割

- ・改正法の下では、
- ①個人情報保護制度の運用ルール等の策定について専門的知見に基づく意見を踏まえ た審議が必要な場合、
- ②施行条例等の策定にあたり地域の代表者や有識者等として意見を述べて審議を行う ことが必要な場合
 - などの一定の場合に 審議会に諮問することが「できる」こととなる。
- ・現行の条例のように、個人情報の取得、利用等の制限について、審議会への諮問を要件とする条例を規定することはできなくなり、個人情報の取扱いについて改正法上の 疑義が生じた場合には、個人情報保護委員会にその都度確認を行い(改正法第166 条)、全国一律の適正性を担保していくこととなる。

【法施行後に想定される審議会機能】

1 定型的な案件の取扱いについて、専門的知見に基づく意見を踏まえて国の法令やガイドラインに従った「運用ルールの細則」を事前に設定しておくことで個人情報の適正かつ効果的な活用が図られる場合

※「運用ルールの細則」の例

- ・法令やガイドライン、事務対応ガイドに従いつつ、専門的知見に基づく意見を踏まえて、法第62条に基づく利用目的の明示の具体的方法
- ・法第65条に基づく正確性の確保のための方策
- ・法第66条に基づく安全管理措置の具体的手法
- ・法第69条第2項第1号(目的外利用及び外部提供)に基づく本人同意の取得方法に関する運用ルールを策定する場合
- 2 地方公共団体等が法律の範囲内で地域の特殊性に応じた必要性から独自の個人情報保護に関する施策を実施する場合で、有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合
- 3 法施行条例の改正(法に委任規定のあるもの等)に当たり、有識者等からの意見を 聴取することが特に必要である場合

4 久喜市情報公開・個人情報保護審査会について

・久喜市情報公開・個人情報保護審査会に審議会的機能を持たせることも考えられるが、審査会は、不開示等の行政処分に対する不服申立てについて、諮問を受けて、実質的な審理を行うための機関であり、個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るために設置される審議会とは、所掌事務の法的性質がそもそも異なる。また、審査会は不服申立てに対する諮問に応じて開催される機関であり、委員構成や開催時期を合わせることが困難な場合もある。以上より、審査会に審議会的機能を持たせることは妥当でなく、審議会と審査会を独立して設置する現状の体制を維持すべきものと考える。

改正法では現行の「審査会」については、法施行後も審査会設置条例の改正により、改正法の個人情報開示決定等に係る審査請求の諮問を受ける機関として引き続き当該機関を活用することができるとしている。

5 市条例対応の方向性

■久喜市個人情報保護法施行条例(案) 骨子

(運営審議会への諮問)

- 第7条 専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは審議会に諮問することができる。
 - (1) この条例の規定を改正・廃止する場合
 - (2) 法第66条第1項(安全管理措置)に基づき講ずる措置 の基準を定める場合
 - (3) 個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定める場合

<規定理由>

①久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会の存続について

- ・目的外利用・提供を行う場合や、要配慮個人情報及び条例要配慮個人情報の取得、 利用、提供等をする場合など、審議会への諮問を要件とするような条例を定めることはできない。
- ・改正後は、法律による全国的な共通ルールの下で、国のガイドライン等により制度 の適正な運用が図られることとなり、地方公共団体は、必要に応じて、専門性を有 する「個人情報保護委員会」に助言を求めることも可能となる。このことから、個 別の事案について本市の運営審議会の意見を聴く事案は大きく減少すると考えら れる。
- ・しかし、本市では「情報公開条例」において、制度改善に関する重要事項は「運営 審議会」に諮問することが義務付けられていることや、法施行条例(案)において も、個人情報保護法の運用ルール(内規等)の検討について、運営審議会の意見を 聴く旨の規定が必要であると考える。改正法施行後においても、適正な個人情報保 護の取扱いを行うため、専門的知見を有する者により構成される運営審議会の意見 を聴く必要がある。したがって、個人情報保護を図るため、審議会を設置し、引き 続き個人情報保護について関与していく必要があると考える。

②久喜市情報公開・個人情報保護審査会の存続について

- ・改正法では、地方公共団体の機関は、開示決定等に係る審査請求について、一定の場合を除き、行政不服審査法第81条第1項または第2項の機関に対して諮問する旨を規定している(改正法第105条)。また、行政不服審査法第81条第1項または第2項の機関の組織及び運営に関して必要な事項は条例で定めると規定している(改正法第105条第4項)。
- ・ 法施行後の開示決定等に係る審査請求の諮問機関として「審査会」を存続することとする。

【論点⑦】本人開示等請求における不開示情報の範囲

(情報公開条例との整合性)

1 改正個人情報保護法における「不開示情報の範囲」の規定

第78条(保有個人情報の開示義務)

行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下この節において「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

<補足説明>

・「不開示情報」は、不開示とすることにより守られる法律によって保護される利益 として着目し、類型的に定められている。

■第78条第1項各号の内容

- ① 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- ② 開示請求者以外の個人に関する情報、個人識別符号、個人識別性はないが開示 請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの(ただし、法令または慣行と して開示請求者が知ることができる情報、生命、健康、生活、財産を保護するため、 開示が必要な情報、公務員の職務遂行情報は開示)
- ③ 法人等に関する情報、開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報で、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報、行政機関等の要請による任意提供情報で、通例として開示しないこととされている情報その他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められる情報で、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報に当たらないもの
- ④ 国の安全が害されるおそれ、他国もしくは国際機関との信頼関係が損なわれたり、交渉上不利益を被るおそれがあることにつき相当の理由がある情報
- ⑤ 犯罪の予防、鎮圧、捜査、公訴維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に 支障を及ぼすおそれがあると認めることについて相当の理由がある情報
- ⑥ 機関内部又は相互間における審議、検討、協議に関する情報で、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ、特定の者に不当に利益を与えもしくは不利益を及ぼすおそれがある情報
- ⑦ 地方公共団体等が行う事務事業に関する情報であって、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ、犯罪の予防、鎮圧、捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ、監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ、契約、交渉、争訟に係る事務に関し、財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ、調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ、地方公共団体が経営する企業の経営上の正当な利益を害するおそれ、その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

第78条第2項(保有個人情報の開示義務)

地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報(」とあるのは、「掲げる情報(情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。)又は行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの(」とする。

<補足説明>

■情報公開条例の規定との整合性について

- ・開示請求に係る不開示情報については、改正法において、改正法と久喜市情報公開 条例との公開請求に係る公開情報及び非公開情報の整合性を図ることとしており、 改正法第78条第2項により、法施行条例において規定することを許容している。
- ・改正法第78条第1項各号は、保有個人情報に開示請求があった場合における不開示情報を列挙したものであるが、これらの不開示情報は、情報公開条例で情報の公開請求があった場合における不開示情報と整合性が図られている必要がある。しかし今回、個人情報保護条例が廃止され個人情報保護法へ移行することに伴い、個人情報保護法に定める不開示情報と情報公開条例で定める不開示情報との整合が合わなくなる可能性がある。
- ・このため改正法第78条第2項により、条例で定めることによって、情報公開条例 の不開示情報との調整を図ることができるようになっている。

2 現行の個人情報保護条例における「不開示情報の範囲」の規定

- ・改正個人情報保護法は規定なし
- ・情報公開条例は規定あり

情報公開条例

第7条(公文書の公開義務)

実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 法令又は条例の規定により、公にすることができないとされている情報
- $(2) \sim (5)$ 略
- (6) <u>市及び国等の間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報</u>であって、公にすることにより、市及び国等の協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるもの
- (7) 略

<補足説明>

・市と国等の協力関係等に関する情報で公にすることにより、市及び国等の協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるものを非公開情報としている。(非公開情報=国等協力関係情報)

■非公開(不開示)情報の規定の有無について(比較表)

| 例 | 情報公開条例 (非公開) | 改正法 (不開示) | 個人情報保護 条例 (不開示) | 情報公開法 | 情報公開条例との整合性を図るために必要に応じて法施行条例 (案)で調整できる規定 |
|-----|--------------|-----------|-----------------------|-------|---|
| (1) | 規定なし | 規定あり | 規定なし | 規定なし | 「開示(不開示情報から除外)」として規定できる。 ※規定しない場合、改正法の規定どおり不開示となる。 |
| (2) | 規定あり | 規定なし | 規定あり | 規定なし | 「不開示情報」の規定 はできない。 ※情報公開法に規定が ないため。 |

- (1) 改正法では「不開示情報」だが、情報公開条例では「公開」としている情報
 - ① 国の安全等に関する情報
 - ・国の安全等に関する情報についての決定主体は「行政機関の長」(改正法第78条第1項第4号)とされており、「行政機関」は国の機関を指しており、(同法第2条第8項)、地方公共団体は含まれないことから影響がない規定である。

② 公共の安全等に関する情報

- ・公共の安全等に関する情報につての決定主体は「行政機関の長又は地方公共団体の機関(都道府県の機関に限る。)」とされており(改正法第78条第1項第5号)、これは国及び都道府県に関する規定となるため、本市には影響のない規定である。
- (2) 改正法では「開示」している情報だが、情報公開条例では「非公開情報」として いる情報
 - ①情報公開条例第7条第1項(公文書の公開義務)

第1号(法令秘情報)

・法令(法律、法律に基づく命令(告示を含む。)及び条例をいう。・・・)の 定めるところにより、公開することができないとされている情報

第6号(国等協力関係情報)

・市及び国等における協議、依頼等に基づいて 作成し、又は取得した情報

②改正法第78条第2項(保有個人情報の開示義務)

・調整にあたっては、国の「<u>行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に</u> <u>準ずる情報であって</u>」と行政機関情報公開法第5条に不開示情報として規定されていることを前提としているが、<u>同条には「法令秘情報」及び「国等協力関係情報」を非開示とする規定はない</u>。

《参考(国から示された資料)》

■個人情報の保護に関する法律についてのQ&A(行政機関等編)5-4-3

・法第78条第1項各号の不開示情報は、保護すべき権利利益に着目して分類したものであり、多様な情報に関し、可能な限り明確かつ実質的な判断により開示されるようにするため、不開示により保護しようとしている情報の類型ごとに定性的な支障の有無等を規律しているものである。そのため、他の法令の規定等により開示することができないとされている場合、通常これらの類型に該当するものと考えられるが、当該情報が法第78条第1項各号のいずれに該当するかを実質的に判断する必要があるとしている。

3 市条例対応の方向性

・不開示情報の範囲を条例に規定しない。

<規定しない理由>

- ・改正法では、現行の「情報公開条例」の非公開情報と「改正個人情報保護法」 の不開示情報との整合性を確保するために必要がある場合は、新たに市で制定する 「個人情報保護法施行条例(案)」で不開示情報を規定することを認めている。
- ・しかし、本市の「情報公開条例」と「改正個人情報保護法」との整合性を図る必要があると思われる「情報公開条例」第7条第1号「法令秘情報」については、改正 法第78条第1項各号の判断を通じて該当するか実質的に判断可能であることか ら、別途規定を設ける必要はないと考える。
- ・また、「情報公開条例」第7条第6号「**国等協力関係」についても**、行政機関情報 公開法にも規定がなく、また個人情報保護委員会にも確認したところ、条例に規定 しなくても「改正個人情報保護法」の第78条第6号「審議、検討等情報」及び第 7号「事務又は事業に関する情報」の非公開情報の内容で対応することが可能では ないかとの見解であったため、整合性を図る必要はないと判断し、条例に規定する 必要はないと考える。

情報公開条例

■第7条第1項第6号

・市及び国等の間における協議、依頼 等に基づいて作成し、又は取得した情報であって公にすることにより、市及 び国等の協力関係又は信頼関係を不当 に損なうおそれがあるもの。

改正個人情報保護法

■第78条第1項第6号

- ・国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- ■同上同項第7号
- ・国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ~ト 略

【論点®】条例要配慮個人情報の内容【任意的条例事項】

1 改正個人情報保護法における「条例要配慮個人情報」の規定

第2条(定義)

3 この法律において<u>「要配慮個人情報」とは</u>、本人の人種、信条、社会的身分、 病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、 偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとし て政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第60条(第5章 行政機関等の義務等(定義))

5 この章において<u>「条例要配慮個人情報」とは</u>、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報(要配慮個人情報を除く。)のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして<u>地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。</u>

<補足説明>

- 1 改正法における「要配慮個人情報」、「条例要配慮個人情報」の定義
- (1)要配慮個人情報(第2条第3項)
 - ・本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして<u>政令で定める記述等が</u>含まれる個人情報をいう。

《参考》政令(第2条)における規定

障害の種別、疾病の検査結果、医師からの指導、診療、調剤内容、刑事事件 や少年の保護事件に関する手続きの事実など。

(2)条例要配慮個人情報(第60条第5項)

- ・地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報(要配慮個人情報を除く。)のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- ・改正法(第2条第3項)に規定する「要配慮個人情報」の定義及び関係する規律が適用されるが、これとは別に、条例において規定することができる。
- ・但し、「条例要配慮個人情報」について、法に基づく規律を超えて地方公共団体による取得や提供等に関する固有のルールを付加したり、個人情報取扱事業者等における取扱いに固有のルールを設けることは、法の趣旨に照らしできない。

《参考(国から示された資料)》

- ■個人情報保護制度の見直しに関する最終報告(令和2年12月)
- ・「条例要配慮個人情報」として想定される情報
 - ➡「性的少数者(LGBT)に関する事項」、「生活保護の受給」、「一定の地域の出身である事実」など。

2 現行の個人情報保護条例における「条例要配慮個人情報」の規定

・個人情報保護条例には「要配慮個人情報」の規定はある。

第2条(定義)

(3) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

3 改正個人情報保護法における「要配慮個人情報」の取扱いに関する規定

■公的部門の規定【規定なし】

- ・要配慮個人情報の取得についての規定はない。従来から法令上の事務の遂行に必要な個人情報しか保有(取得)が認められていないため(改正法第61条第1項、第2項)、特定の種類の個人情報の保有(取得)について重ねての制限規定は置かれていない。したがって、個人情報保護法施行条例(案)において、「要配慮個人情報」の収集制限を規定することはできない。
- ・なお、適正な取得(※偽りその他不正の手段による個人情報取得の禁止)(改正法第64条)、不適正な利用の禁止(改正法第63条)、正確性の確保(改正法第65条)などの規律により、規範全体として必要かつ適切な保護水準が確保されているとされている。
- ・改正法では、個人情報の類型を問わず、<u>目的達成に必要な範囲を超えた個人情報の</u> 収集や利用が制限される。このため、法の規律を超えて、地方公共団体による取得 や提供等に関する独自の規律を追加することや、民間の個人情報取扱事業者等にお ける取扱いを対象に固有の規律を設ける等の対応は、許容されていない。
- ・個人情報ファイルにおける取扱いについて(改正法第75条第1項及び第4項)、 要配慮個人情報を含む個人ファイルを保有している場合は、公表する個人情報に要 配慮個人情報が含まれる旨を明記することとなる。

(参考) 民間部門の規定【改正法第20条第2項(適正な取得)】

- ・個人情報の取得については自由に行い得ることが原則とされており、他の個人情報 取扱事業者から個人データを取得する場合についても、一定の条件の下で、本人の 事前同意なく取得することが認められている。そのため、民間部門では個人情報一 般に対する規律の特例として、「要配慮個人情報」については、本人の事前同意が ない限り、取得を認めないこととしている。
- ・なお、「要配慮個人情報」を含め、個人情報の取扱いについて、不適正な利用の禁止(改正法第19条)、適正な取得(※偽りその他不正の手段による個人情報取得の禁止)(改正法第20条第1項)など規定されている。

4 現行の個人情報保護条例における要配慮個人情報の取扱いに関する規定

第6条(取扱いの制限)

実施機関は、要配慮個人情報を取り扱ってはならない。ただし、<u>法令若しくは</u>条例に定めがあるとき、又はあらかじめ、<u>久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会の意見を聴いて、実施機関が事務事業の目的を達成するために必要があ</u>ると認めるときは、この限りでない。

<補足説明>

- ・要配慮個人情報を収集してはならないとしているが、例外的に以下を認めている。 ① 法令若しくは条例に定めがあるとき、
 - ②審議会の意見を聴いて職務執行上特に必要があると認めたときは、収集することができる。

5 市条例対応の方向性

・条例要配慮個人情報の定義を条例に規定しない

<規定しない理由>

- ・改正法では、地方公共団体の機関等が保有する個人情報のうち、「地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するもの」を「条例要配慮個人情報」として条例で定めることができるとされているが、現時点では、改正法に規定する要配慮個人情報とは別に地域の特性等を踏まえ、条例に規定する必要性は低いと考える。
- ・改正法では、「条例要配慮個人情報」については取得についての規定はなく、その他の保有個人情報と同様の規律が適用されることから、「条例要配慮個人情報」を条例に規定する必要性は低いものと考えられるが、今後も国や他の自治体の動向を注視するとともに、市が進める施策等との関係性や社会状況の変化にも留意しながら、個人情報保護委員会ガイドライン等に従い、引き続き慎重かつ適切に対応し、継続して条例規定の必要性の検討を行うことが想定される。
- ・現時点では、改正法に規定する要配慮個人情報とは別に、地域の特性を踏まえて、 市独自で条例に規定する必要性は低いと考えるため規定しない。

【論点⑨】目的外利用·外部提供

1 改正個人情報保護法における「目的外利用・外部提供」の規定

第69条(利用及び提供の制限)

行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保 有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
 - 一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - 二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
 - 三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人 に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が 法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利 用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
 - 四 第三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために 保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本 人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の 理由があるとき。

$3\sim4$ 略

<補足説明>

- ・改正法も、目的外利用・外部提供を原則として禁止しているが、次のいずれかに該当すると認められるときは、例外的に目的外利用・外部提供を認めている(同条第2項)。
 - ①本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき
 - ②行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該個人情報を利用することについて相当の 理由があるとき
 - ③他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、提供を受ける者が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、利用することに相当の理由があるとき
 - ④第三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学習研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき

≪参考(国から示された資料)≫

■個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(行政機関等編)5-5

・「保有個人情報について、特定した利用目的以外の目的のため、又は提供された場合、本人の予期しない利用及び提供による不安・懸念を生じさせるのみならず、悪用によるプライバシーの侵害や財産上の権利侵害等をもたらす危険性を増大させる。そこで、法は、原則として利用目的以外の目的のための利用及び提供を禁止した上で、例外的な利用目的以外の目的のための利用及び提供が認められる場合について規定」している。当該趣旨は個人情報保護条例、改正法ともに共通する。

2 現行の個人情報保護条例における「目的外利用・外部提供」の規定

第9条(利用及び提供の制限)

実施機関は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて、当該実施機関の内部若しくは実施機関相互において保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この項、第10条、第11条第1項及び第33条第1項において同じ。)を利用(以下「目的外利用」という。)し、又は実施機関以外のものに保有個人情報を提供(以下「外部提供」という。)してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて必要があると認めたとき。

 $2\sim3$ 略

<補足説明>

- ・個人情報保護条例(第9条第1項)では、目的外利用・外部提供を原則として禁止 しているが、次のいずれかに該当するときは、例外的に目的外利用・外部提供を認 めている(同条第1項)。
 - ①本人の同意を得ているとき
 - ②法令(同条例第9条第1項第2号により、条例を含む)に定めがあるとき
 - ③出版、報道等により公にされているとき
 - ④個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - ⑤実施機関が審議会の意見を聴いて必要があると認めたとき

3 現行の個人情報保護条例と改正法との比較

(1) 個人情報保護条例も改正法も、目的外利用・外部提供を原則として禁止しつつ、 例外的に可能としている点は共通する。

そこで、例外的に目的外利用・外部提供が認められる事由をそれぞれ比較する。

| | ・ | T |
|--|--|--|
| 個人情報保護条例本人の同意があるとき | 改正法 本人の同意があるとき、又は 本人に提供するとき | 比較 ・「本人の同意」に基づく点が共 通。 |
| 法令等(法律、政令、府令、 省令及び条例に定めがある とき | 行政機関等が <u>法令の定める</u> 所掌事務又 は業務の遂行に 必要な限度で保有個人情 報 を内部で利用する場合であ って、当該個人情報を利用す ることについて <u>相当の理由</u> があるとき | ・改正法では、委任に基づく条例以外は含まれないとされている。・条例に基づく場合は、「相当な理由」もしくは「特別の理由」があるか否かを個別具体的に検討し、例外事由を検討することになると解される。 |
| 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき | 前三号に掲げる場合のほか、 専ら統計の作成又は学術個人 情報を提供するとき、とが明らかに本人の利益になるとき、 らかに本人の利益になるとき、 その他保有個い て特別の理由があるとき | ・に急いは、 となるするとと、 と在のよるとと、 とないは、 とないにして、 とを得いるというには、 とないののが、 はないのが、 では、 はないに、 はない。 は、 はないに、 ないに、 はないに、 はないいに、 はないに、 はないにないいに、 はないいに、 はないに、 はないにないにないにないいいにないにないにないいいにないにないいいいいにないいいいいい |

| 個人情報保護条例 | 改正法 | 比較 |
|--|--|---|
| 個人情報保護条例 ・出版、報道等により公にされているとき ・実施機関が審議会の意見を聴いて必要があると認めたとき | ・行政機関等が法令の必要な行って、 ・行政機関等が法務の個人会の必要な行って、 ・では、 を内で、当該のいて、 を内で、ときで、 ・では、 | 比較 ・「相当の理由」もしくは「特別な理由」があるか否かを個別具体的に判断し、例外事由を検討することになると解される。 |
| | か、専ら統計の作成又は学術 研究の目的のために保有個 人情報を提供するとき、本人 以外の者に提供することが 明らかに本人の利益になる とき、その他保有個人情報を | |
| | 提供することについて <u>特別</u> <u>の理由があるとき</u> | |

(2)個人情報保護条例の下で例外的に目的外利用・外部提供が認められる場合については、「本人の同意」のように明記された条件が共通する場合を除き、<u>改正法の下では、情報公開・個人情報保護審議会による審議に代わり、「相当な理由」もしくは「特別の理由」といった要件の検討を実施機関がなすべきことになる。</u>

《参考(国からの資料)》

■個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(行政機関等編)

5 - 5 - 2

①「相当な理由があるとき」について

- ・行政機関等の恣意的な判断を許容するものではなく、<u>少なくとも、社会通念上、客</u> 観的にみて合理的な理由があることが求められる。
- ・相当の理由があるかどうかは、保有個人情報の内容や当該保有個人情報の利用目的等を勘案して、行政機関の長等が個別に判断することとなるが、<u>例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が許容される場合について規定した趣旨から例外としてふさわしい理由であることが求められる。</u>

②「特別の理由があるとき」について

・本来行政機関の長等において厳格に管理すべき保有個人情報について、法第69条第2項第3号に規定する者(他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関 又は地方独立行政法人)以外の者に例外として提供することが認められるためにふ さわしい要件として、個人情報の性質、利用目的等に則して、「相当の理由」より も更に厳格な理由が必要であるとする趣旨である。

- ・具体的には、
 - ①行政機関等に提供する場合と同程度の公益性があること、
 - ②提供を受ける側が自ら当該保有個人情報に相当する個人情報を取得することが 著しく困難であること、
 - ③提供を受ける側の事務が緊急を要すること、
 - ④当該保有個人情報の提供を受けなければ提供を受ける側の事務の目的を達成することが困難であること等の、特別な理由が必要とされる。
- ・<u>以上のように、「相当な理由」もしくは「特別の理由」といった要件についても、</u> 現行の個人情報保護と同様に、相応の限定がなされている。個人情報保護の後退を させないためにも、前記限定については厳格に解釈すべきと解される。

4 市条例対応の方向性

・目的外利用・外部提供の規定は、法律上条例に規定できない。

<規定できない理由>

・審議会が意見聴取することを目的外利用・外部提供の条件とする場合のように、改正法の規律以上の条件をもって目的外利用・外部提供を認める旨の規定は、同法以上の制限となると解される。また、目的外利用・外部提供の実施について、審議会による個別承認を条件とすることや類型的な承認基準をあらかじめ設定しておくことも、改正法の趣旨から許容されないと解される。したがって、法施行条例(案)に当該規定を設けることは許容されないと考えるため条例には規定できない。

【論点⑩】附則

①久喜市個人情報保護法施行条例(案)骨子

(施行期日)

第1条 整備法の施行の日(令和5年4月1日)から施行する。

第2条 現行の久喜市個人情報保護条例は廃止する。

<解説>

第1条関係 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律 (令和3年法律第37号) 附則第1条第7号に掲げる規定(同法第51条の規定に限る。) の施行日である令和5年4月1日から施行することを定めてものである。

第2条関係 久喜市法施行条例の施行をもって廃止することを規定している。

②久喜市個人情報保護法施行条例(案)骨子

(経過措置)

第3条

- ○廃止前の条例の規定により、業務に関して知り得た個人情報の内容を 他人に知らせ、また不当な目的に利用してはならない義務については、 新条例の施行後も従前の例による。
- ○新条例の施行日前に開示等の請求がされた場合は従前の例による。
- ○罰則規定等

<解説>

経過措置規定は、個人情報保護条例の運用から新法の運用への移行方法を明確にするために規定している。

法施行条例案では以下の内容について経過措置を設けている。

【法施行条例案 附則第3条】

- ・第1項:従事者の義務に関する経過措置
 - ・・職員・職員であった者及び委託先の取扱いに関する義務は、従前 の例による。
- ・第2項:保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する経過措置
 - ・・旧条例で行われた開示請求、訂正請求及び利用停止請求は、従前の 例による。
- ・第3項:個人の秘密に属する個人情報ファイルの提供(漏えい)に関する罰則
 - ・・職員・職員であった者及び委託先による施行前に保有していた個人 の秘密に属する個人情報ファイルの提供(漏えい)の罰則を規定
- 第4項:保有個人情報の提供(漏えい)・盗用に関する罰則
 - ・・施行前に保有していた保有個人情報の提供(漏えい)・盗用の罰則を規定
- ・第5項:改正法第10条第2項に基づく罰則に関する経過措置
 - ・・旧条例の廃止前に行われた違反行為の罰則については、従前の例に よる

個人情報保護委員会とは

設 置:内閣総理大臣の直轄に設置された機関。

組 織:委員長及び委員8人

任 期:5年

会議実績:令和4年度 34回

業務内容:個人情報保護法及びマイナンバー法に基づき、以下の業務を行ってい

る。

- ①個人情報の保護に関する基本方針の策定・推進
- ②個人情報等の取扱いに関する監視・監督
- ③認定個人情報保護団体に関する事務
- ④特定個人情報の取扱いに関する監視・監督
- ⑤特定個人情報保護評価の関する事務
- ⑥個人情報に係る相談・苦情あっせん等に関する事務
- ⑦国際協力
- ⑧広報·啓発

